

第 1 号 調 書

別 添 2

項 目	内 容
父親と対象児童との関係	1. 実父 2. 養父 3. 認知した父
区 分	1. 父親が家出 2. 母親が家出
別 居 の 時 期	昭和 年 月から
父親の行方の状況	1. 不明 2. 判明 (住所: 電話:)
仕 送 り	1. 有り (昭和 年 月頃まで) 2. 無し
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1. 有り (昭和 年 月頃まで) 2. 無し
警察・親類等への捜索依頼	1. 有り (昭和 年 月 警察署届出) 2. 無し
生 活 保 護	1. 受給中 2. 申請中 3. 受給していない
母親の離婚の意志	1. 有り 2. 無し 3. 現在はないが将来は考えたい
離婚後の子どもの養育	1. 母 親 2. 父 親
父親の酒乱又は暴力行為	1. 有 り 2. 無 し
父親が他に女性関係	1. 有 り 2. 無 し
父親が犯罪行為	1. 有 り 2. 無 し
父親がサラ金業者から借金	1. 有 り 2. 無 し
父親がギャンブル狂	1. である 2. でない
父親の住民登録	1. 有 り 抹消予定 (昭和 年 月 日) 2. 無 し
その他参考事項	
上記のとおり、相違ありません。	
昭和 年 月 日	
氏 名 ㊦	
受付年月日	昭和 年 月 日
	市町村担当者 氏 名 ㊦

(注) 申請者は記名押印に代えて署名することができます。

○児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う留意事項について

平成十年六月二十四日 児家第三七号
各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知

今般、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第二二四号)により児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四〇五号)が改正され、母が婚姻(事実婚を含む。)によらないで懐胎した児童であつて父から認知されたものを養育する場合においても児童扶養手当が支給されることとなつたことに伴い、児童扶養手当の認定請求に係る手続を、今般下記のとおり改めたので、今後の事務処理に当たつて留意するとともに、管下市町村に対する指導徹底につき特段の御配慮を願いたい。

おつて、昭和五十五年十月十八日付児企三九号通知「未婚の母子及び事実婚の解消を支給事由とする児童扶養手当の申請手続について」は、廃止する。

記

1 事実婚の解消及び未婚の母子を支給事由とする場合の申請手続きについて

(1) 事実婚の解消及び未婚の母子を支給事由として児童扶養手当の認定請求があつた場合には、市町村においては、申請者に別添の

調書に必要事項を記入させ、これを認定請求書に添付して都道府県に進達すること。

(2) この調書により支給要件について疑義がもたれたケースについては、民生・児童委員等関係機関に照会する等の方法により、事実関係の確認に努められたること。

2 留意事項

(1) 市町村においては、事実婚状態にある者については、児童扶養手当の支給対象とならないことから、本調書は支給要件の確認に必要なものであることを、申請者に対し、十分説明すること。

(2) 調書の記載事項は、個人の秘密に係る事柄であるので、調書の取扱いについて、十分配慮すること。

(3) なお、父母が婚姻(事実婚を含む。)を解消したこと又は未婚の母子であることを事由として児童扶養手当を受給する場合については、児童の父からの当該児童に対する養育費の送金又は児童と当該児童の父との面接交渉があつても、そのみをもつて受給資格に影響を与える事項には当たらないので、念のため申し添える。

(別添)

※ 児童扶養手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。以下の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。

項目	内 容	
児童の父の状況	氏 名	
	住 所	
申請者に対する児童の父からの定期的な生計の補助	1 あり (月 万円程度)	2 なし
申請者と児童の父との交流の状況	1 定期的な訪問がある (月 回)	2 なし
その他参考事項		
※事実婚の解消を支給事由として申請される方は以下の欄も記入して下さい。		
同居の有無	1 あり	2 なし
	(同居の期間 年 月から 年 月まで) (同居時の住所)	
上記のとおり、相違ありません。		
平成 年 月 日		印
氏 名		
受付年月日	平成 年 月 日	市町村担当者 氏 名 印

(注) 申請者は記名押印に代えて署名することができます。

○児童扶養手当の事務運営上の留意事項について

昭和五十五年二月十六日 児企第四六号
各都道府県民生主官部(局)長宛 厚生省児童家庭局企画課長通知

児童扶養手当の事務運営に当たっては、下記事項に留意するとともに管下市町村に対し、この趣旨を周知徹底願いたい。

記

1 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に係わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に配慮されるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たつて配慮するとともに、職務上知りえた個人の秘密を漏らすことは、地方公務員法によつても禁止されているところなので、かかることのないよう十分留意されたい。

特に、遺棄調査(昭和五十五年六月二十日児企第二十五号本職通知)、未婚の母子の調査及び事実婚の解消に関する調査(昭和五十五年十月十八日児企第三十九号本職通知)の取扱については、プライバシーの保護に配慮するとともに、父の暴力を逃れて家出した母子が、居所を知られたため父に暴力を受けるという事例もあるので、たとえ児童の父と言えども不用意に母子の居所等を漏らすことのないよう留意されたい。

2 児童扶養手当法上事実婚の解釈については、昭和五十五年六月二

十三日 児企第二十六号本職通知をもつて示したところであるが、本手当の趣旨に鑑み、同通知の記の1の(1)及び別添の第1の問九の答(新通知)中「ひんぱんに定期的な訪問がある場合」を「ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的な生計費の補助を受けている場合」に改めることとしたので御了知願いたい。なお、「ひんぱんに定期的な訪問」の解釈については、事実関係を総合的に勘案のうえ、社会通念に照らし判断されたい。